

給水装置工事施工基準

1. 適用範囲

本施工基準は、一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団（以下「企業団」という。）給水区域内における給水装置工事に適用する。

2. 工事の申請及び承認

新設、増改造、移転、撤去及び布設替工事が必要な場合は、給水装置工事申込書を提出し、工事の承認を受けること。ただし、他人の設置した給水管を利用する場合及び当該給水装置の新設等が他人の私有地内に関わる場合は、その利害関係者の承諾書を添付すること。

3. 道路占用申請及び道路使用願

道路を掘削して工事する場合は、道路法（第32条）及び道路交通法（第77条）の規定により、道路管理者及び所轄警察署長に道路占用申請及び道路使用願を提出し、許可を受けること。なお、上記申請の場合は、事前に必ずNTTとの工事協議を行うこと。

4. 土工事

(1) 掘削工事

- ① 道路掘削にあたっては、道路管理者の占用許可条件及び指示事項等を遵守して施工すること。
- ② 舗装道路の掘削は、隣接する既設舗装部分への影響がないようカッター等を使用し、周りは方形に、切り口は垂直になるように丁寧に切断した後、埋設物に注意し所定の深さ等に掘削すること。
- ③ 他の埋設物等の有無を事前に調査し、必要があれば関係者の立会いのもと施工すること。
- ④ 道路を掘削する場合は、1日の作業範囲とし、堀置しないこと。
- ⑤ 舗装道路等で重機を使用する場合は、路面を傷めないような処置をとること。

(2) 埋戻

- ① 道路内における埋戻しは、道路管理者の占用許可条件及び指示事項等による土砂を用いて速やかに施工すること。
- ② 道路以外の埋戻しは、タンパー、振動ローラー等の転圧機を用いて20cmごとに十分締め固め、将来陥没、沈下等を起こさないようにすること。

(3) 道路復旧工事

- ① 舗装本復旧は、在来舗装と同等以上の強度及び機能を確保するものとし、舗装構成は、道路管理者が定める仕様書によるほか、関係法令等に基づき施工すること。
- ② 舗装仮復旧は、埋戻し後、直ちに施工すること。
- ③ 仮復旧の表層材は、常温合材を用い、舗装構成については道路管理者の指示によるものとする。
- ④ 区画線及び道路標示は、工事完了後速やかに原形復旧すること。
- ⑤ 非舗装道路の復旧については、道路管理者の指定する方法により在来路面となじみよく仕上ること。
- ⑥ 舗装道路等で、工事完了後、路面陥没、沈下等が生じた場合は、施工業者の責において復旧すること。

5. 現場管理

- (1) 道路工事にあたっては、交通の安全等について道路管理者及び所轄警察署長と事前に相談しておくこと。
- (2) 工事の施工によって生じた建設発生土、建設廃棄物等の不要物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他の規定に基づき、工事施工者が責任を持って適正かつ速やかに処理すること。
- (3) 他の埋設物を損傷した場合は、直ちにその埋設物の管理者に通報し、その指示に従うようにすること。
- (4) 掘削にあたっては、工事場所の交通等を確保するために保安設備を設置し、必要に応じて保安要員（交通整理員等）を配置すること。また、その工事の作業員の安全についても十分留意すること。
- (5) 施工業者は、本復旧施工まで常に仮復旧ヶ所を巡回し、路面沈下、その他不良ヶ所が生じた場所又は、道路管理者等から指示を受けたときは、直ちに修復すること。

6. 配管材料及び施工方法

- (1) 配水管から分岐する口径は、 $\phi 20\text{mm}$ 以上とし、配水管口径よりも小さいものとする。また、他の給水装置の取付口から30cm以上離すこと。
- (2) 給水装置工事で使用する資機材は、日本工業規格（JIS）、日本水道協会規格（JWWA）に適合したものとする。
- (3) サドル分水栓は、ボール式を使用し、分止水栓用伸縮継手または、フレキシブル継手を使用して接続すること。ただし、ダクタイル鋳鉄管及びライニング鋼管からのサドル分岐は、必ず防錆密着コアを挿入すること。
- (4) 止水栓（ $\phi 20\text{mm} \times \phi 13\text{mm}$ ～）、量水器ボックス（ $\phi 20\text{mm}$ ～）及び仕切弁ボックスについては、次の仕様にて購入設置すること。

止水栓・・・	40mm以下は逆止弁付伸縮形ボール止水栓を設置することとし、50mm以上は角ハンドルソフトシール仕切弁とし逆止弁を設置すること。1次側の給水管口径が $\phi 20\text{mm}$ の場合で $\phi 13\text{mm}$ の量水器を設置する場合は、 $\phi 20\text{mm} \times \phi 13\text{mm}$ の止水栓を設置すること。
量水器ボックス・・・	耐荷重・耐衝撃性に優れたボックスでメーター取替時に支障のないサイズで設置すること。特に車両の荷重が予想される場所には、耐荷重T-2以上の量水器ボックスを設置すること。検針に支障となる場合は、小窓付蓋を設置すること。
仕切弁ボックス・・・	公道部（歩道・車道）ではレジンコンクリート製を使用すること。敷地内でも車両の通行の恐れがある箇所については、車両の荷重に耐え、破損の恐れがない製品を設置すること。

いずれも日本水道協会規格（JWWA）適合品とする。

- (5) 管の埋設深度は、次のとおりとすること。

- | | |
|---------------|--------|
| ①道路法による道路（車道） | 0.8m以上 |
| ②農道及び耕作道（車道） | 0.8m以上 |
| ③私道 | 0.6m以上 |
| ④歩道 | 0.6m以上 |
| ⑤路肩及び保護路肩 | 0.6m以上 |
| ⑥宅地内 | 0.3m以上 |

※各管理者から指示がある場合はそれに従うこと。

- (6) 量水器の設置については、原則として官民境界から2 m以内に設置するものとし、宅地内の屋外で検針しやすく乾燥して汚れが入りにくく、かつ外傷により破損しない箇所を選ぶこと。やむを得ず設置場所が官民境界から2 mを超える場合は、第1仕切弁を設置すること。なお、設置場所等に苦慮する場合は、事前に企業団と協議すること。
- (7) 共有給水管を設置する場合は、第1仕切弁を設置すること。
- (8) 30 mm以上のメーターを設置する場合、又は3階以上の建築物に接続する場合はメーター2次側に第2仕切弁を設置すること。
- (9) 50 mm以上のメーターはフランジ式（上水7.5K形）とする。
- (10) 分岐口径が50 mmを超える場合は、分岐箇所に第1仕切弁を設置すること。第1仕切弁は角型キャップ式ソフトシール仕切弁（□38 mm）とし、レジンコンクリート製仕切弁ボックスを設置すること。
- (11) 量水器ボックスの蓋が重く、検針に支障をきたす場合は、小窓付蓋を設置すること。
- (12) スマートメーターと通信機の結線は防水テープで防水処理を行うこと。また、スマートメーターの通信機の電波状況が悪い場合は、通信機の設置場所を調整し通信状況を改善すること。
- (13) クロスコネクションが無いように注意すること。特に井戸水からの切り替えを行う場合は、取水ポンプの撤去を行うこと。
- (14) 特殊な配管材等を使用しなければならない場合は、配管材及び施工方法について企業団と協議すること。
- (15) 圧着機は、無断で使用せず、必ず企業団の許可を取ること。
- (16) 配水管から給水管の分岐をする場合は、企業団立会いとするので施工日時を3日前までに連絡すること。

7. 竣工検査

給水装置工事が完了したら、2週間以内に給水装置竣工届を提出し、竣工検査を受けること。

- (1) 書類検査は、別表1のとおりとする。
- (2) 現地検査は、別表2のとおりとする。
- (3) 分岐取出工（本管理設位置と土被りをスタッフ等で計測したもの）、メーター設置箇所（遠景、近景）および耐圧試験工の写真を竣工検査時に提出する。

8. その他

- (1) 工事が完成し、給水を開始した場合は、その日のうちに企業団へ開栓月日を連絡すること。
- (2) 給水装置工事の中で臨時栓が必要な場合は、加入金を納入後に臨時メーターを支給するが、臨時期間が終了しだい、施工業者の責において本メーターとの取替えを行うこと。ただし、本メーターを臨時メーターとして使用するときは、取替を要しない。
- (3) その他この施工基準にない事項については、企業団と協議すること。
- (4) 取出しの際は、分岐取出工（※）写真を撮影し、竣工検査時に提出すること。
※本管の埋設深度が確認できること。防錆密着コアを使用した場合の写真。
他埋設物がある場合はその状況写真。

別表1 書類検査

検査項目	検査の内容
位置図	<ul style="list-style-type: none"> ・工事ヶ所が確認できるよう道路及び主要な建物等が記入されていること。 ・工事ヶ所が明記されていること。
平面図及び立体図	<ul style="list-style-type: none"> ・方位が記入されていること。 ・建物の位置、構造がわかりやすく記入されていること。 ・道路種別等付近の状況がわかりやすいこと。 ・隣接家屋の境界が記入されていること。 ・取出し箇所、分岐部のオフセットが記入されていること。 ・平面図と立体図が整合していること。 ・隠ぺいされた配管部分が明記されていること。 ・各部の材料、口径及び延長が記入されており、 <ul style="list-style-type: none"> ①給水管及び給水用具は、性能基準適合品が使用されていること。 ②構造・材料基準に適合した適切な施工方法がとられていること。 (水の汚染・破壊・侵食・逆流・凍結防止等対策の明記) ③ヘッダーの場合は、点検口を記入すること。

別表2 現地検査

検査別及び検査項目	検査の内容	
屋外検査	1. 分岐部オフセット	・正確に測定されていること。
	2. 水道メーター メーター用止水栓	<ul style="list-style-type: none"> ・水道メーターは、逆付け、片寄りがなく、水平に取り付けられていること。 ・検針、取替えに支障がないこと。 ・止水栓の操作に支障のないこと。 ・止水栓は、逆付け及び傾きがないこと。
	3. 埋設深さ	・所定の深さが確保されていること。
	4. 管延長	・竣工図面と整合すること
	5. きょう・ます類	・傾きがないこと、及び設置基準に適合すること。
	6. 止水栓	・スピンドルの位置がボックスの中心にあること。
配管	1. 配管	<ul style="list-style-type: none"> ・延長、給水用具等の位置が竣工図面と整合すること。 ・配水管の水圧に影響を及ぼす恐れのあるポンプに直接連結されていないこと。 ・配管の口径、経路、構造等が適切であること。 ・水の汚染、破壊、侵食、凍結等を防止するための適切な措置がなされていること。 ・逆流防止のための給水用具の設置、吐水口空間の確保等がなされていること。 ・クロスコネクションがなされていないこと。
	2. 接合	・適切な接合が行われていること。
	3. 管種	・性能基準適合品の使用を確認すること。
給水用具	1. 給水用具	・性能基準適合品の使用を確認すること。
	2. 接続	・適切な接合が行われていること。
受水槽	1. 吐水口空間の測定	・吐水口と越流面等との位置関係の確認を行うこと。
機能検査	・通水した後、各給水用具からそれぞれ放流し、メーター経由の確認及び給水用具の吐水量、動作状態などについて確認すること。	
耐圧試験	・一定の水圧による耐圧試験で、漏水及び抜けなどのないことを確認すること。	
水質の確認	・残留塩素の確認を行うこと。	

(1) 耐圧試験

- ① 耐圧試験は1次側と2次側にて行うこととし、1次側の耐圧試験は穿孔前に行うこと。

- ② 給水器具によっては、最高使用圧力 0.75MPa 以上の圧力を加えると損傷するおそれがあり、器具の流出側から逆圧を加えた場合、最高使用圧力以下であっても故障の原因となりうるため、給水器具手前の止水栓を閉めるなど給水器具に応じた方法で実施すること。
- ③ 1次側耐圧試験は、企業団職員の立ち会いのもと行うこと。ただし、2次側耐圧試験は、企業団職員の立会いは行わず、耐圧試験実施状況写真の提出をもって合格とする。

(2) 耐圧試験の手順

- ① メーター接続用ソケット又はフランジにテストポンプを連結する。
- ② 給水栓等を閉めて、給水装置内及びテストポンプの水槽内に充水する。
- ③ 充水しながら、給水栓等をわずかに開いて給水装置内の空気を抜く。
- ④ 空気が完全に抜けたら、給水栓等を閉める。
- ⑤ 加圧を行い水圧が 1.75MPa に達したら、テストポンプのバルブを閉めて1分間以上そのままの状態を保持し、水圧の低下の有無を確認する。
- ⑥ 試験終了後は、適宜、給水栓を開いて圧力を下げてからテストポンプを取り外す。

(2) 水質については、次のとおり行う。

項目	判定基準
残留塩素	0.1mg/L以上
臭気	観察により異常でないこと
味	〃
色	〃
濁り	〃